

平成24年分確定申告から

生命保険料控除が変わりました

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）について、「介護医療保険料控除」が設けられました。

新契約については、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の所得税控除額がそれぞれ最高4万円、合計12万円となりました。

なお、平成23年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）については、これまでと同じく、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除がそれぞれ最高5万円、合計10万円です。

ただし、新契約と旧契約の両方で計算するときは、新契約の控除額と同じです。

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

◎対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

◆問い合わせ先 米子税務署 ☎0859-32-4121

《国税・地方税の申告は電子申告で》

○国税の電子申告・納税について

一国税庁ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

さあ！ネットで申告



○地方税の電子申告について

一地方税電子化協議会ホームページ
<http://www.eltax.jp>



米子税務署からのお知らせ

米子税務署の確定申告の申告会場は次のとおりです。

- ◆期間 2月12日(火)～3月15日(金)
- ◆受付時間 9時～16時(※土・日をのぞきます)
- ◆場所 米子コンベンションセンター(ビッグシップ)
- ◆問い合わせ先

米子税務署 ☎0859-32-4121

申告書の作成・提出はe-TAX(イータックス)または郵送で!

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」や確定申告の手引き等を参考に申告書を作成され、「国税電子申告・納税システム(e-TAX)」や郵送等により提出されることをお勧めします。